

北名古屋市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において、調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 障害者を多数雇用している事業所（以下の要件をすべて満たす事業所）

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

6 調達の目標

本年度の調達目標は、前年度調達した実績額を上回ることを目標として設定する。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等、本市各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 調達方針に関する窓口

この調達方針に関する窓口は、福祉こども部社会福祉課とする。